

## 第1章

# 計画の策定にあたって

# 第1節 策定の目的

## 第1項 背景と目的

平成20年4月1日に、村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の5市町村が合併し、新村上市が誕生しました。本市は、村上城下町に代表される価値の高い歴史・文化的資源をはじめ、山林、河川、海岸、田園等の豊かな自然資源を有し、多様で魅力的な景観を育んできました。

一方で近年、生活様式の変化や価値観の多様化等により、これらの景観には馴染まないような形態・色彩を有する建築物が増えるなど、多くの問題や解決すべき課題が生じています。

このような状況の中、平成16年にはわが国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、全国各地で景観形成に関する積極的な取り組みが行われています。

本市においても、平成12年に制定された「村上市歴史的景観保全条例」による景観保全をはじめ、平成16年よりスタートした「むらかみ町屋再生プロジェクト」による町家の外観再生や、「町屋の人形さま巡り」等の景観を活かした活動が様々な地区で行われるなど、市民主体の景観づくり、地域づくりの取り組みが進められています。

このような背景のもと、本市にとってかけがえのない財産である素晴らしい景観を後世へ引き継ぎ、より積極的な景観づくりに取り組んでいくため、平成22年4月1日に景観法に基づく景観行政団体<sup>\*</sup>になりました。

これにより、今後は本市が景観行政の主体として、市民のみなさんのご協力を仰ぎながら、地域に根差した景観づくりに取り組んでいきます。

本計画は、本市の景観の現況を把握し、景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法等を示すとともに、計画実現に向けた方針やルール等の必要な事項を定め、市民・事業者・行政等の協働により、村上らしい魅力ある景観を後世へ引き継いでいくことを目指すものです。

※景観行政団体は、景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体で、指定都市と中核市は当該市が、その他の市町村は都道府県になります。その他の市町村は、都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができ、景観計画を定めることで法的効力を持つより実行力の高い各種取り組みを行うことができます。

## 第2項 本計画における「景観」の定義

景観と一括りに言っても、それぞれの地域ごとに様々な景観があります。景観はまち並みや風景だけではなく、日常の暮らしや営み、祭りや催し、心象風景等も含む幅広いものです。また、異なる自然条件や歴史・風土の中で、住み、働き、学び、憩い、触れ合うといった活動の積み重ねによって築かれてきた地域の個性や文化を表すものです。

本計画では、これらの「自然の営みによりつくられる景観」、「人々の暮らしや営みによりつくられる景観」、「暮らしや営み、取り組みや活動」等の総体を「景観」として捉え、これら相互の連携により、住む人がゆとりや豊かさを感じ、又は誇りや愛着を持てるような村上らしい景観づくりを目指すものとします。



## 第2節 景観計画の位置づけと構成

### 第1項 計画の位置づけ

村上市景観計画は、上位計画である「村上市総合計画」に基づき、本市の景観形成に関わる基本的な事項を定めるとともに、景観法に基づく法定計画として、景観法を活用するために必要な各事項を定めるものです。

なお、計画の推進にあたっては、村上市都市計画マスタープラン等の関連計画や各種個別計画・事業等との連携・調整を図ります。

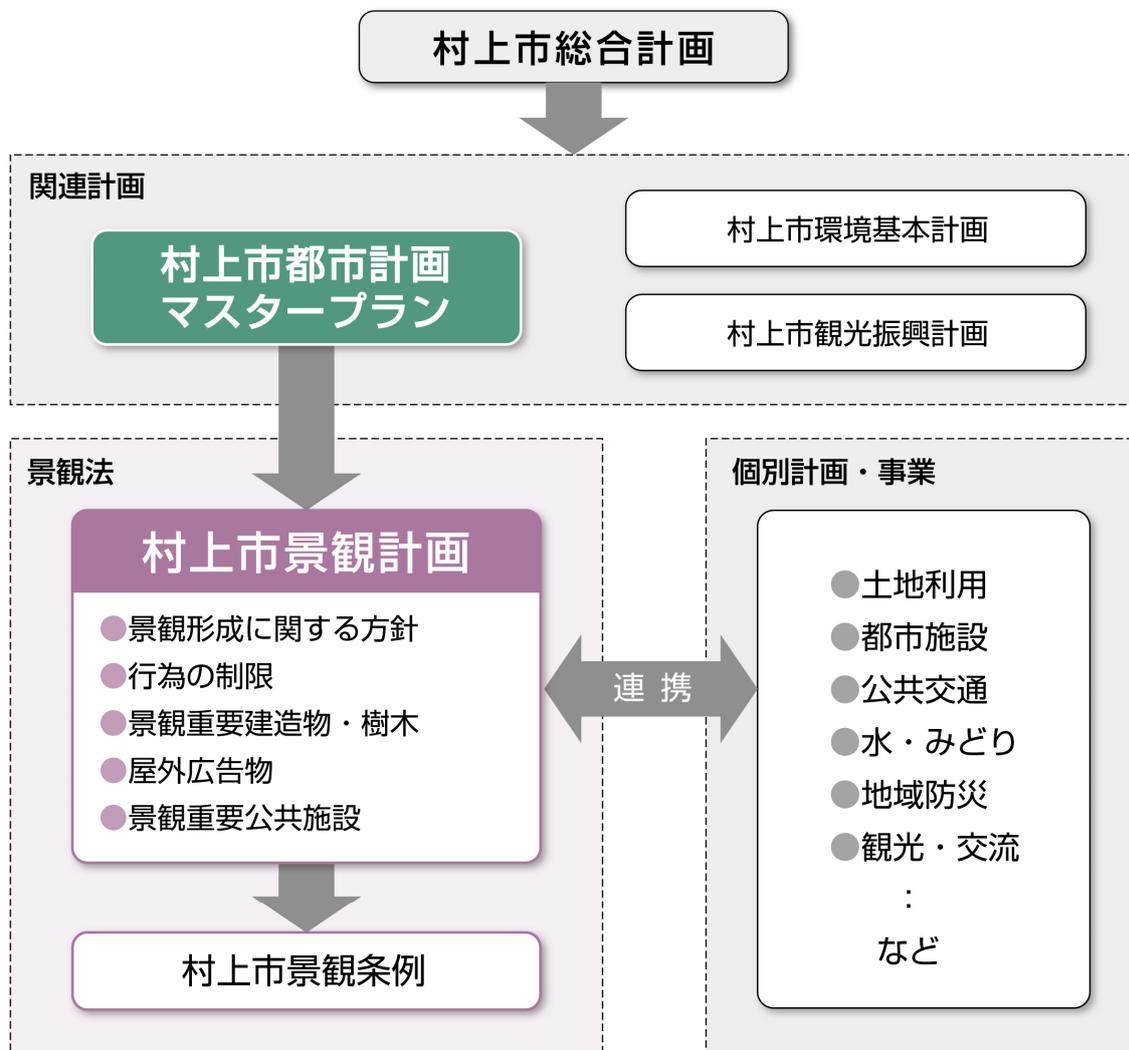


図. 計画の位置づけ

## 第2項 計画の役割・担うべき部分

村上市景観計画は、本市の景観形成に関する総合的な計画として、また、景観法に基づく法定計画として、以下の役割を担うものとします。

### ①景観形成に関する総合的な計画

本計画は、村上市総合計画や村上市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との連携・調整を図り、景観形成に関わる部門別計画として定めるものであり、本市の長期的・総合的な景観形成に関する指針としての役割を担います。

### ②景観法に基づく法定計画

本計画は、景観法第8条に基づく法定計画として、個別の景観形成行為を行う際の指針としての役割を担い、以下の項目について定めます。

#### 【努力義務】

- ・良好な景観の形成に関する方針（法 第8条 第3項） [第3章]

#### 【法定必須事項】

- ・景観計画区域（法 第8条 第2項 第1号） [第3章 第2節]
- ・良好な景観の形成のための行為の制限（法 第8条 第2項 第2号） [第4章]
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法 第8条 第2項 第3号） [第5章]

#### 【法定選択事項】

- ・屋外広告物の制限に関する事項（法 第8条 第2項 第4号 イ） [第6章]
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項（法 第8条 第2項 第4号 ロ、ハ） [第7章]

### 景観法とは？

平成16年6月18日に公布された景観に関わる法律（法律第110号）です。

この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。（景観法：第1条を引用）

景観法自体は、直接都市景観を規制しているものではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例をつくる際の法制度となっています。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれています。

## 第3項 計画の構成

景観計画は、以下の内容による構成とします。



図. 計画の構成